

## 弘前ねぶた300年祭事業の後援に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、弘前ねぶた300年祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、弘前ねぶた300年祭事業（以下「300年祭事業」という。）の推進に寄与すると認められる事業に対して、後援を行う場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認するものとする。

### (後援等の名義)

第3条 実行委員会が事業の後援を行う場合の名義は、「弘前ねぶた300年祭実行委員会」とする。

2 当該事業を行う際に実行委員会事業名を冠として付する場合は、「弘前ねぶた300年祭記念事業」とする。

3 名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了日までとする。

### (承認の基準)

第4条 実行委員会が後援の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業の主催団体が、次のいずれかに該当すること。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものであること。

イ 公益法人又はこれに準ずる団体であること。

ウ 新聞社、放送局等の報道機関で、公共的性格を有するものであること。

エ その他、実行委員会が認める民間団体・事業者

(2) 事業の内容が、次のいずれにも該当すること。

ア 事業の内容が、公益性が高く、300年祭事業の推進に寄与するものであること。

イ 政治的又は宗教的な主旨及び目的を持たず、かつ、政治的・宗教的な活動に利用されるおそれがないと認められるものであること。

ウ 特定の会員を対象とせず、広く一般に公開されるものであること。

エ 公序良俗に反しないものであること。

(3) その他、次の要件を満たすものであること。

ア 主催者が事業を遂行する能力を十分有すると判断されるものであること。

イ 主催者又は事業の内容に反社会的な目的を有していないと認められること。

ウ 開催、開設等の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分配慮されているものであること。

エ 入場料、参加料等が徴収される場合は、その目的及び金額が適正な額であること。

(申請手続)

第5条 後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援承認申請書（様式第1号）を実行委員会会長（以下「会長」という。）へ提出しなければならない。また、会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、申請書以外の書類についても提出させることができる。

(承認決定通知)

第6条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、承認を決定した場合には、当該申請者に対して、後援承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、承認しない場合にあっても、後援不承認決定通知書（様式第3号）により後援等をしない旨の通知を申請者に対して行うものとする。

2 会長は、承認にあたって必要な条件を付すことができる。

(事業内容の変更)

第7条 前条の規定により後援の承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容等に変更（中止を含む。）が生じたときは、後援変更申請書（様式第4号）をただちに会長に届け出て承認を得なければならない。ただし、会長が軽微な変更であると認め、変更の届け出を必要としないと判断した場合はこの限りではない。

(承認の取り消し)

第8条 会長は、承認した事業であっても、第4条の承認の基準を欠くに至ったとき、第6条第2項により付した条件に違反したと認められるとき、または不正の行為により承認を受けたことが判明したときは、後援承認取消決定通知書（様式第5号）により当該事業の後援を取り消すことができる。

(事業完了の報告)

第9条 承認を受けた者は、後援に係る事業が終了したときは、後援事業完了報告書（様式第6号）を会長へ提出しなければならない。また、会長は、必要があると認めるときは、承認を受けた者に対し、報告書以外の書類についても提出させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。